

阿賀町立津川小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

この阿賀町立津川小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価アンケートを活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「教育相談委員会（いじめ・不登校対策委員会）」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という）を設置する。

② 構成員

（校内組織）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当する担当者

（拡大組織）校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当する担当者
養護教諭、阿賀町心の相談員、津川警察署生活安全課

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、

共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 保護者・地域との連携

① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

保護者への意識啓発

ア P T A総会、学校だより等において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ 生活指導便り（阿賀の輝き）の適宜発行

② 情報発信及び基本方針の周知（H Pの活用、生活指導便りの発行）

③ 地域の活動によるいじめの未然防止

(5) 関係機関等との連携

① 警察、児童相談所、町教委、学校評議員、民生委員、主任児童委員等との連携

② 中学校区保・小・中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 道徳教育の充実（教育計画P 2 7 道徳の全体計画）

② 人権教育、同和教育の充実（教育計画P 9 8 人権教育、同和教育全体計画）

③ 社会性の育成

（なかよし班による異学年交流 互いに認め合う集団づくり ジェントルハー
ードメッセージ集会）

④ 児童の手によるいじめ防止

（中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会6年生参加）

⑤ いじめ撲滅運動

・11月を津川小いじめ撲滅運動期間として、学級、委員会がいじめゼロに向けた取組を行う。

・学級としてのいじめ防止スローガンをつくる。

⑥ 道徳と構成的グループエンカウンターを実施する。

・「いじめ」に焦点を当てた全校道徳を実施し、いじめを許さない学校風土を醸成する。

・なかよしエンカウンターを月に1回実施し、自己開示・他者理解を促す。

⑦ 中1ギャップ解消の取組

⑧ 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

① 定期的なアンケート（学校生活アンケート）の毎月の実施

問題のある記述が見られた児童には、1週間以内に聞き取り調査を実施し、その後、対応する。

② 教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画）

③ 日常の子どもの観察

定期的に「子どもを語る会」を実施し、気になる児童の情報交換をし、よりよい方策を探る。

(3) いじめへの即時対応の取組

① 町教委への報告

② 組織を活用した状況調査

③ いじめられている子どもへの指導

④ いじめをしている子どもへの指導

⑤ いじめられている子どもの保護者への対応

⑥ いじめをしている子どもの保護者への対応

⑦ その他の児童に対する対応

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは(法第28条より)

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 児童が身体に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安にする。一定期間連続して欠席している場合も含む)

(2) 重大事態発生時の対応

町教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が主体となった場合の対応

ア いじめ不登校対策委員会による調査体制を整える。

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

エ 調査結果を町教委に報告する。

オ 町教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。